

参加費無料

DVD 講習 2019 年改正建築士業報酬基準説明会開催のお知らせ

【開催趣旨】

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（国土交通省告示第 15 号）が改正されました。

国土交通省では、近年、建築物の設計業務及び工事監理業務が多様化・複雑化していることや、発注者の要求水準が高まったこと等に伴い、業務報酬基準の前提としている業務と現状の業務実態に乖離が生じていることを踏まえ、先に実施の調査結果に基づき、建築士が業務に応じた適正な報酬を得ることができるよう、同基準の改正を行いました。

つきましては、同基準の改正内容について建築士をはじめとした関係方面へ広く周知を図るため、参加費無料の説明会を開催いたします。

この機会に多くの方々に聴講いただき、建築士の適正な業務報酬による業務の健全化、良質な建築物の提供に役立てていただきますようお願い申し上げます。

【主な改正点】

- 設計業務・工事監理業務に係る直接経費及び間接経費の額の略算の見直し。
- 直接人件費等の略算の対象となる建築物の床面積の拡大、略算表の数値の見直し等
- 複雑な設計業務や工事監理業務が発生する特殊構造の建築物について略算表の統廃合。
- 業務報酬基準において直接人件費の対象外とされている標準外業務（標準業務に付随する業務の明確化）

【主催等】

主催：公益社団法人日本建築士会連合会、公益社団法人岐阜県建築士会

共催：公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建築構造技術者協会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、
一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、一般社団法人建築設備技術者協会

協力：国土交通省

【説明会開催概要】

- 説明会名称：「2019 年改正建築士業報酬基準説明会」
- 参加費：無料
- 開催日・開催地・会場・定員

開催地	開催日時	定員	会場
岐阜市	平成 31 年 3 月 11 日（月） 13：30～15：30 ※受付 13：00～	50 名	OKB ふれあい会館 中会議室 （岐阜市藪田南 5-14-53）

● 申込方法

先着順、定員に達し次第締め切りとさせていただきます。

裏面の申込書にご記入の上、FAX で岐阜県建築士会へお申込みください。

【CPD 認定】

本説明会は建築士会 CPD 制度および建築 CPD 情報提供制度の 1 時間 1 単位認定プログラムです。

同制度に参加されている方は、所定の手続きにより単位が取得できます。

2019 年改正建築士業務報酬基準説明会 申込書

ふりがな 受講者氏名		
申込区分 該当区分に☐をつけてください。	<input type="checkbox"/> 岐阜県建築士会	<input type="checkbox"/> 一般
住所	〒	
連絡が取れる電話番号 またはメールアドレス		
勤務先名称		



公益社団法人岐阜県建築士会

500-8384 岐阜市藪田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎 4 階

TEL : 058-215-9361 FAX : 058-215-9367

info@gifukenchikushikai.or.jp

<http://www.gifukenchikushikai.or.jp/>